

【諮問（個人）第196号】

3 川 情 個 第 9 号
令和3年7月9日

川崎市長 福田紀彦 様

川崎市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 早 川 和 宏

保有個人情報開示請求に対する全部承諾処分に係る審査請求について（答申）

令和2年8月19日付け2川総コ第85号で諮問のありました、保有個人情報開示請求に対する全部承諾処分に係る審査請求の件について、次のとおり答申します。

【事務局】

総務企画局情報管理部行政情報課情報公開担当
電話 044-200-2107

1 審査会の結論

実施機関川崎市長が行った保有個人情報開示請求に対する全部承諾処分は妥当である。

2 開示請求内容及び審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、令和2年1月23日付けで、実施機関川崎市長（以下「実施機関」という。）に対して、川崎市個人情報保護条例（昭和60年川崎市条例第26号。以下「条例」という。）第26条第1項の規定により、自身の障害区分認定申請の相談記録一式について、保有個人情報の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 実施機関は、本件請求に係る文書として、障害区分認定申請の相談記録一式を特定し、全部承諾処分（以下「本件処分」という。）を行った。
- (3) 審査請求人は、令和2年3月17日付け審査請求書で、全部承諾処分とあるが特定されていない文書があると思われるため、その部分を開示するとの裁決を求める審査請求を行った（当審査会諮問（個人）第196号事件）。

3 審査請求人の主張要旨

令和2年3月17日付け審査請求書、令和2年5月20日付け反論書及び本件処分に関する審査請求人の主張の要旨は、次のとおりである。

- (1) 特定されていない文書があると思うので、その部分を開示するとの裁決を求める。福祉事務所のケース記録票には、R○.○.○付けの実施機関とのやり取りの記載はあるが、開示文書にはその部分がない。
- (2) R○.○.○の記載が漏れているのは明らかに不自然であり、争う。
- (3) R○.○.○の記載が、○.○と当初なっており訂正依頼を行ったが、職員二人とも見落とすことは考えられなく、審査請求人が自ら区分認定以前にサービス辞退してきたものと改ざんした疑いが強い。このことから不記載は作為的に削除されたものと推察される。

4 実施機関の主張要旨

令和2年4月30日付け弁明書、令和2年6月25日付け再弁明書及び令和3年3月5日実施の当審査会における口頭による処分理由説明によれば、実施機関の主張の要旨は、次のとおりである。

- (1) 実施機関では、指定難病の福祉サービスを提供しており、本人の福祉サービスへの希望内容を聞き、目標を定め、それに伴うサービスが受けられるか区分調査を行っている。区分調査では、本人の移動・動作、身の回りの世話、日常生活が可能かどうか、意思疎通、行動障害など、本人の状況を調査し、区分1～6の判定を行い、その結果に基づき、本人のニーズに沿ってサービス提案をしている。相談記録一式には、審査請求人からの福祉サービスの利用相談に伴い、本人から、本人状態等を聞き取りながら区分調査を行い、必要なサービスを提案する記録が記載されている。
- (2) 審査請求人は、福祉事務所のケース記録には、令和○年○月○日付け実施機関と

のやり取りの記載があるが、実施機関から開示された文書にはその部分がない旨を主張している。実施機関としては、関係機関とのやり取りの記録は必要に応じて行っており、全てのやり取りを逐一記録しているわけではない。そのため、相談記録は審査請求人に開示した内容が全てであり、追加で開示すべき文書は存在しない。

- (3) 審査請求人から、令和〇年〇月〇日の記録について日付の誤りの訂正依頼があったことは認める。この点については、担当者に確認し、修正を行っている。以降の内容について、記録の改ざんや削除はなく、開示した文書が全てである。

5 審査会の判断

- (1) 本件は、審査請求人が、本件処分に係る本件対象公文書以外にも、記録の改ざんや削除の疑いがあるものとして、特定されていない文書の存在があることを理由に、本件審査請求を提起したものである。このことから、以下では、その主張について、検討する。
- (2) 審査会が本件対象公文書を検分し、実施機関の口頭による処分理由説明によれば、およそ相談記録には、関係者とのやり取りの記録は必要に応じて行っており、記述の内容もあくまで担当者自身の裁量に委ねられているものであって、全てのやり取りを逐一記録しているわけではないことが認められた。

以上からすれば、本件処分に係る本件対象公文書については、審査請求人が主張するような記録の改ざんや削除があったと認めるに足る特段の事情は認められない。

以上の理由により、前記1に記載の「審査会の結論」のとおり答申する。

川崎市情報公開・個人情報保護審査会（五十音順）

委員	飯島奈津子
委員	嘉藤亮
委員	友岡史仁
委員	中島美砂子